

# 倉敷市スポーツ章規則

平成20年3月26日

規則第25号

## (目的)

第1条 この規則は、本市のスポーツの向上進展に寄与し、その成績が顕著な者に対し、スポーツ章を贈り、表彰することを目的とする。

## (表彰)

第2条 市長は、毎年必要に応じて表彰を行うものとする。

## (選考)

第3条 市長は、倉敷市スポーツ推進審議会の推薦した者のうちから被表彰者を定める。

2 被表彰者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) スポーツ振興に特に功績のあった者
- (2) 全国大会で優勝又はこれに優る成績を他の大会で収めた者
- (3) 優秀な競技者の指導育成に特に貢献のあった者

## (追賞)

第4条 市長は、表彰を受けるべき者が表彰の日前に死亡したときは、これを追賞し、スポーツ章はこれをその遺族に贈るものとする。

## (制式)

第5条 スポーツ章の制式は、市長が別に定める。

## (その他)

第6条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

## 附 則 (平成20年10月8日規則第72号)

この規則は、公布の日から施行する。

## 附 則 (平成23年12月16日規則第64号)

この規則は、公布の日から施行する。

## 附 則 (平成26年12月16日規則第79号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年12月25日規則第79号）

この規則は、公布の日から施行する。

# 倉敷市スポーツ章内規

(目的)

第1条 この内規は、倉敷市スポーツ章規則（以下、規則という）の補則を目的とする。

(表彰対象期間)

第2条 規則第2条の表彰は、原則として1月から12月までの1年間に開催された大会を対象とし、翌年3月末日までに行う。

(表彰対象者)

第3条 規則第3条第2項第1号の表彰は、60歳以上の者を対象とし、1度受章した者は対象にできないものとする。また、通算10年以上にわたり、競技団体の役員等として、他の模範としてスポーツの普及振興に多大な貢献のあった者とする。

2 表彰対象者は、表彰対象者推薦時に原則として本市内に住所を有する者、本市内に通勤し、又は通学する者とする。ただし、規則第3条第2項第2号対象者については、表彰対象大会出場時とする。国民体育大会出場の場合、ふるさと選手として出場した本市関係選手については表彰の対象とする。

3 規則第3条第2項第2号中「全国大会」とは、次の各号に掲げるものとする。

(1) 国民体育大会

(2) 全国障害者スポーツ大会

(3) 公益財団法人日本スポーツ協会加盟の中央競技団体が主催する日本選手権大会（年齢別の大会を除く）

(4) 全国高等学校総合体育大会

(5) 全国中学校体育大会

(6) 上記の第4号、第5号の大会では実施されない競技で、中学生または高校生を対象として実施される第4号、第5号の大会と同等であると中央競技団体が認める競技別全国大会

4 規則第3条第2項第2号中「これに優る成績を他の大会で収めた者」とは、オリンピック競技大会、パラリンピック競技大会、アジア競技大会及びアジアパラ競技大会以外の原則参加国5か国以上の国際大会で第3位以内に入賞した者、又は世界選手権大会で第4位から第8位の成績を収めた者をいう。

- 5 規則第3条第2項第3号中「優秀な競技者」とは、オリンピック競技大会及び世界選手権大会の入賞者、アジア競技大会第3位以内の入賞者又は規則第3条第2項第2号に該当する者をいう。
- 6 規則第3条第2項第3号中「指導育成に特に貢献のあった者」とは、前項に該当する者の表彰対象事実発生時に直接指導育成し、その功績が顕著な者又は、前項に該当する競技会において、選手を指揮し前項の成績を収めた監督をいう。
- 7 規則第3条第2項第3号の表彰の選考にあたっては、過去3年程度の実績も参考とする。ただし、前項中「選手を指揮し前項の成績を収めた監督」については、この限りでない。
- 8 規則第3条第2項第3号の表彰は、1度受章した者は対象にできないものとする。

附 則

この内規は、平成21年1月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成24年1月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成26年12月16日から施行する。

附 則

この内規は、平成27年1月28日から施行する。

附 則

この内規は、平成30年6月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和元年6月4日から施行する。

附 則

この内規は、令和元年12月25日から施行する。

附 則

この内規は、令和2年8月4日から施行する。